

岡山市ペット霊園等の設置等に関する条例施行規則を次のように定める。

平成27年 8 月 26 日

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市規則第163号

岡山市ペット霊園等の設置等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市ペット霊園等の設置等に関する条例（平成27年市条例第46号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(ペット霊園の設置等の申請)

第3条 条例第4条第2項に規定する申請書は、ペット霊園設置申請書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第4条第2項第3号に規定するその他規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) ペット霊園の敷地面積

(2) ペット霊園のうち墳墓にあつては地積、実測面積及び区画数、納骨堂にあつては構造、建築面積、延べ面積及び納骨壇数、火葬施設にあつては構造、建築面積、延べ面積及び火葬炉数

(3) ペット霊園の附帯施設

(4) ペット霊園の管理者

(5) ペット霊園の工事予定

(6) ペット霊園の業務委託の有無並びに種類及び委託先

(7) ペット霊園の使用開始予定日

3 条例第4条第3項第3号に規定するその他規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) ペット霊園の計画地及び当該ペット霊園の計画地に隣接する土地に係る登記事項証

## 明書

- (2) ペット霊園計画地及び当該ペット霊園の計画地に隣接する土地に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し
- (3) ペット霊園の計画図
- (4) 火葬施設の構造、火葬能力その他市長が必要と認める事項を記載した書類（火葬施設を設置する場合に限る。）
- (5) 納骨堂の設計仕様書及び配置図（納骨堂を設置する場合に限る。）
- (6) ペット霊園の計画地の区域から200メートル以内に存する住宅その他の建物を示す図面
- (7) 第7条第3項に規定する近隣住民等説明会経過等報告書（様式第2号）
- (8) ペット霊園の計画地に隣接する土地の所有者及びペット霊園の計画地が属する町内会その他これに類する団体と市長が認めるもののペット霊園の設置又は変更に関する同意書又は申立書
- (9) 維持管理計画書
- (10) その他市長が必要と認める書類  
（火葬車両使用者の申請）

第4条 条例第4条第5項に規定する申請書は、火葬車両使用申請書（様式第3号）によるものとする。

2 条例第4条第5項第3号に規定するその他規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 火葬車両の種別
- (2) 火葬車両の形状
- (3) 火葬車両の車名
- (4) 火葬車両の総排気量又は定格出力
- (5) 火葬車両の火葬炉数
- (6) 火葬車両反復利用予定地
- (7) 火葬車両の管理者

3 条例第4条第6項第3号に規定するその他規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 火葬車両反復利用予定地の土地及び当該土地に隣接する土地に係る登記事項証明書
- (2) 火葬車両反復利用予定地付近の見取図
- (3) 火葬車両反復利用予定地の土地及び当該土地に隣接する土地に係る不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し
- (4) 火葬車両の概要を記載した図面
- (5) 火葬車両反復利用予定地の計画図
- (6) 火葬設備の設計仕様書
- (7) 火葬車両反復利用予定地から200メートル以内に存する住宅その他の建物を示す図面
- (8) 第7条第3項に規定する近隣住民等説明会経過等報告書
- (9) 火葬車両反復利用予定地の土地に隣接する土地の所有者及び火葬車両反復利用予定地が属する町内会その他これに類する団体と市長が認めるものの火葬車両反復利用予定地の使用に関する同意書又は申立書
- (10) 土地賃貸借契約書の写しその他の火葬車両反復利用予定地を使用する権原を有することを証する書類（火葬車両反復利用予定地の所有者が申請者と異なる場合に限る。）
- (11) 維持管理計画書
- (12) その他市長が必要と認める書類  
（事前協議）

第5条 条例第4条第1項の規定による申請に係る条例第5条第1項の規定による協議は、ペット霊園等設置等事前協議書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) ペット霊園の計画図
- (2) 火葬施設の構造、火葬能力その他市長が必要と認める事項を記載した書類（火葬施設を設置する場合に限る。）
- (3) ペット霊園の維持管理の方法を記載した書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 条例第4条第4項の規定による申請に係る条例第5条第1項の規定による協議は、ペ

ット霊園等設置等事前協議書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 火葬車両反復利用予定地の計画図
- (2) 火葬設備の設計仕様書
- (3) 火葬車両の維持管理の方法を記載した書類
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(標識の設置等)

第6条 条例第6条第1項の標識（以下「標識」という。）は、ペット霊園等計画地標識（様式第5号）によるものとする。

- 2 標識は、条例第7条第1項の規定による説明会を開催する日の前日又は戸別訪問を最初に行う日の前日までに設置しなければならない。
- 3 標識の設置は、ペット霊園の計画地にあつては条例第15条第2項の検査済証の交付を受けた日まで、火葬車両反復利用予定地にあつては火葬車両の使用の許可を受けた日まで継続しなければならない。
- 4 条例第6条第2項の規定による届出は、ペット霊園等計画地標識設置届出書（様式第6号）により行うものとする。  
(説明会の開催等)

第7条 条例第7条第1項の説明会（戸別訪問を含む。）において説明する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申請予定者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) ペット霊園又は火葬車両の名称及び所在地（火葬車両にあつては、火葬車両反復利用予定地）
- (3) ペット霊園又は火葬車両の概要
- (4) 工事着手予定年月（火葬車両を除く。）
- (5) 工事完了予定年月（火葬車両を除く。）
- (6) 使用開始予定年月（火葬車両にあつては、営業開始予定日）
- (7) ペット霊園又は火葬車両の維持管理の方法
- (8) その他市長が必要と認める事項

2 前項の説明会（戸別訪問を含む。）は、条例第4条の規定による申請の30日前までに行わなければならない。

3 条例第7条第2項に規定する書面は、近隣住民等説明会経過報告書によるものとする。  
（許可書の交付等）

第8条 条例第9条第3項に規定する許可書は、条例第4条第1項の規定による申請に対する許可にあつてはペット霊園設置許可書（様式第7号）により、条例第4条第4項の規定による申請に対する許可にあつては火葬車両使用許可書（様式第8号）によるものとする。

2 条例第9条第3項の規定による不許可決定の通知は、ペット霊園等設置不許可決定通知書（様式第9号）により行うものとする。

3 条例第4条第1項の規定による申請を行った者は、許可書の交付を受けた後でなければ、ペット霊園の設置に係る工事に着手してはならない。

（構造の基準）

第9条 条例第13条第1号の規則で定める構造は、次に掲げるとおりとする。

(1) 墳墓の構造基準

ア 雨水その他の地表水が停留しないようにするための排水施設を設けること。

イ 給水設備及びごみ処理設備を設けること。

ウ ペットの死体上部と地表面との距離を1メートル以上とすること（ペットの死体を土中に葬る場合に限る。）。

(2) 納骨堂の構造基準

ア 耐火構造又は準耐火構造とし、内部の設備には、不燃材料を用いること。

イ 出入口又は納骨設備に施錠ができる構造であること。

ウ 換気設備及び照明設備を設けること。

(3) 火葬施設及び火葬車両の構造基準

ア 一次燃焼室、助燃バーナーを備えた二次燃焼室及び燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調整する機能を有するものに限る。）又はこれらと同等以上の効果を有すると認められる方法を講じた設備を設置すること。

イ 炉内温度計を設置すること。

ウ 空気取入口及び煙突の先端以外に火葬炉内と外気とが接することなくペットの死体を燃焼できるものであること。

エ 燃焼ガスの温度が摂氏800度以上の状態でペットの死体を燃焼できるものであること。

オ 燃焼ガスが摂氏800度以上の温度を保ちつつ、一定時間以上滞留できるものであること。

カ 燃焼ガスの温度を速やかに摂氏800度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。

キ 火葬設備に防臭、防じん及び防音について十分な能力を有する装置を設けること。

ク 排ガス中のばいじんを除去するために、集じん器を設けること。

ケ 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）並びに連絡先を火葬車両の外側の見やすい場所に表示すること（火葬車両に限る。）。

（工事着手届）

第10条 条例第14条の規定による届出は、ペット霊園工事着手届出書（様式第10号）により行うものとする。

（工事完了届及び中止届）

第11条 条例第15条第1項の規定による届出は、ペット霊園工事完了届出書（様式第11号）により行うものとする。

2 条例第15条第2項の規定による検査済証の交付は、ペット霊園工事完了検査済証（様式第12号）により行うものとする。

3 条例第15条第4項の規定による届出は、ペット霊園設置等中止届出書（様式第13号）により行うものとする。

（地位の承継）

第12条 条例第17条第3項の規定による届出は、ペット霊園・火葬車両承継届出書（様式第14号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 譲渡により地位を承継した場合 ペット霊園を譲り受けたことを証する書類

(2) 相続により地位を承継した場合 ペット霊園を相続したことを証する書類

(3) 法人の合併又は分割により地位を承継した場合 法人の登記事項証明書

(変更の届出)

第13条 条例第18条第1項及び第2項の規定による届出は、ペット霊園・火葬車両変更届出書（様式第15号）に、変更を確認できる書類を添付して行うものとする。

(廃止の届出)

第14条 条例第19条第1項及び第2項の規定による届出は、ペット霊園・火葬車両廃止届出書（様式第16号）により行うものとする。

(身分証明書)

第15条 条例第21条第3項に規定する証明書は、身分証明書（様式第17号）によるものとする。

(既存ペット霊園の届出)

第16条 条例附則第3項の届出は、既存ペット霊園使用届出書（様式第18号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 住民票の写し（法人にあつては登記事項証明書）

(2) ペット霊園の敷地及び当該敷地に隣接する土地に係る登記事項証明書

(3) ペット霊園の敷地付近の見取図

(4) ペット霊園の敷地及び当該敷地に隣接する土地に係る不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し

(5) ペット霊園の位置図

(6) 火葬施設の構造、火葬能力その他市長が必要と認める事項を記載した書類（火葬施設を有する場合に限る。）

(7) 納骨堂の設計仕様書及び配置図（納骨堂を設置する場合に限る。）

(8) ペット霊園の区域から200メートル以内に存する住宅その他の建物を示す図面

(9) その他市長が必要と認める事項

(既存火葬車両営業者の届出)

第17条 条例附則第5項の届出は、既存火葬車両使用届出書（様式第19号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 住民票の写し（法人にあつては登記事項証明書）

- (2) 火葬車両の自動車検査証の写し
- (3) 火葬車両反復利用地の土地及び当該土地に隣接する土地に係る登記事項証明書
- (4) 火葬車両反復利用地の土地及び当該土地に隣接する土地に係る不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し
- (5) 火葬車両の概要を記載した図面
- (6) 火葬車両反復利用地の位置図
- (7) 火葬設備の設計仕様書
- (8) その他市長が必要と認める書類

附 則

この規則は、平成27年9月6日から施行する。